

Title	『勅撰名所和歌要抄』並びに『勅撰名所和歌要抄抽書』の諸本について
Sub Title	
Author	中島, 正二(Nakashima, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1992
Jtitle	三田國文 No.16 (1992. 6) ,p.14- 22
JaLC DOI	10.14991/002.19920600-0014
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19920600-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『勅撰名所和歌要抄』並びに

『勅撰名所和歌要抄抽書』の諸本について

中島 正 二

はじめに

南北朝にはいくつかの名所和歌集がつくられた。その中の一つに『勅撰名所和歌要抄』（以下『要抄』）がある。『和歌大辞典』に、この本に関して神作光一氏による極めて簡潔な説明があるので、それを引用する。

〔南北朝期名所和歌集〕編纂者は未詳。教養ある公家歌人の編か。南北朝初期末から中期の初めごろにかけての成立か。伝本は五つの写本が知られるが、室町期写の内閣文庫本が最善本。その内閣文庫本によれば、二〇巻一〇冊。万葉集から風雅集までの歌集を対象とし、名所を読み込んだ歌を山・嶺以下・城外別業に至る六五目に分け、各目内は五畿七道に国別したもの。七七〇七首集付などに若干の問題はあるが、貴重な資料である。

右には伝本は五本とあるが、『国書総目録』並びに『私撰集伝本書目』によれば、①内閣文庫本（十冊・室町末期写）、②宮内庁書陵部本（一軸・洛京部）、③北海学園大学附属図書館本（二冊）、

④京都府立総合資料館本（二冊・安永三年写）、⑤叡山文庫本（一冊・写）、⑥龍谷大学図書館本（二冊・江戸初期写）の六本である。⁽¹⁾ところで、『要抄』から歌を抄出し、さらに名所とともに詠み込む歌語等を注記した『勅撰名所和歌要抄抽書』（以下『抽書』）なる本がある。神作光一氏がかつて指摘されたことに、論者の調査結果を加えれば、その伝本は、先に挙げた『要抄』とされているものうちの⑤叡山文庫本と⑥龍谷大学図書館本、そして、⑦慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵『勅撰名所和歌要抄書』（二冊・永正元年写）の三本である。

また、後述することになるが、④京都府立総合資料館本は、巻十九、二十のみの、『抽書』とは全く形式の異なる抜粋本である。

つまり、現在『要抄』として知られている六本の伝本のうち、④京都府立総合資料館本、そして、『抽書』である⑤叡山文庫本と⑥龍谷大学図書館本を除いたもの、すなわち、①内閣文庫本、②宮内庁書陵部本、③北海学園大学附属図書館本の三本が純粹の『要抄』ということになる（そのうち、完本は内閣文庫本の

みで、他の二本は零本。

論者は、『要抄』並びに『抽書』の調査報告の一環として、『校本』(勅撰名所和歌要抄抽書)と題し、『抽書』の翻刻を『藝文研究』に掲載中である(斯道文庫本を底本として叡山文庫本、龍谷大学図書館本との校異を掲出したもの)。本稿は、そこでは触れなかった『要抄』諸本、特に従来余り知られていなかった内閣文庫本以外の諸本の概要、『要抄』から『抽書』への抄出の方法等を紹介論述するものである。

なお、永年三年(一五〇六)、宗碩によって編まれた『勅撰名所和歌抄出』という名所和歌集(以下『抄出』)がある。これは、渡辺守邦氏によって『要抄』を主な典拠としていることがあきらかにされているものだが、山、川などの地形分類の次に、いろはを分類基準として再編成されている点、『要抄』収録範囲以降の勅撰集歌が増補されている点で、同じく『要抄』からの抄出本である『抽書』と異なっている。したがって、『抽書』と『抄出』とは直接的な関係はないと考えているので、本稿の対象外とする。

1 『要抄』諸本の概要

——付 京都府立総合資料館本——

①内閣文庫本 函架番号、二〇二／一四八。

〔室町末〕写。袋綴一〇冊。表紙、改装黄色。竪三二・一纏、

横二三・七纏、料紙、斐楮交漉。外題、左肩題簽「勅撰名所和歌要抄 一之二(十九之二十)」。内題、「勅撰名所和歌要抄卷第一(二十)」。墨付、第一冊四十二丁、第二冊五十一

丁、第三冊四十九丁、第四冊四十七丁、第五冊三十二丁、第

六冊三十九丁、第七冊四十六丁、第八冊四十五丁、第九冊四〇丁、第一〇冊四十三丁、字面高さ、約二七・三纏

第一冊の冒頭に、以下に挙げる序文と目録がある。

〈序文〉(振り仮名を省略し、私に句読点を付けた。)

夫、やまとうたは、事、わか国八重の諷吟よりおこりて、義、もろこし二南の雅仕にかなへり。神代のしわざ、年ふりぬれとも、当世のもてあそひ日々に猶あらたなり。国をやすくし民をなつるまつりこと、鬼神の心をなごめ、夫婦の契をもあはれと思はするなかたち、歌にすぎたるはなし。しかあれば、久堅の空は、四の時をめぐらして、煙霞風月の望心にあそふ。あらかねの地は、万の物をのせて、泉石草木のすかた目におもふ。ちりひちの高きにのほれば、鳥獸のたのしみしられたり。ちいろふかきにのそめは、魚籠のたはふれ見つへし。たくみの力をからすしてけつりなせる青巖のかたち、人のわさならされとも染なせる碧潭の色、みな自然のことはりとして各造化の功をなせり。しかあるのみにあらず、林の鶯、沢蜚、ものゝ色をそへて友とひき、まかきの露、のへの雪、風月にふけりて容にたつきはる。いはんや又花にむかへは、芳野、泊瀬の春の山辺、かせの情うちうこき、月をなかわれば、さらしな、をはすての秋の空、露のことはほかにあらはる。おほよそ行て見ぬこまもろこしのさかひ、仏のおはしましける御国までもその名をきけば、処につけたる幽妙境にふれたる奇絶、

たかひに興にのりて哥とものあらはるゝなるへし。これによりて万葉集よりこのかた十八代の勅撰をひらきて、三十一字の詠哥をひろひ、もろくの名所を勒して部類をなせり。わかちてはたまきとす。名つけて勅撰名所和歌要抄といふ。こひねかはくは、後代好事人あらは、わか心さしをつきてたつことなかれ、とてしるしをきぬることになむありけるといへり。

〈目録〉

- 第一 山 山城国
- 第二 山 大和国
- 第三 山 大和国 河内国 摂津国 和泉国 東海道 近江国
- 第四 山 東海道 北陸道 山陰道 山陽道 南海道 西海道
- 第五 嶺 嵩根 岳 杣林 隈 坂 澤 井 水 湯 水室 炭竈 五畿七道
- 第六 池 堤 沼 瀧 窟 岸 原 同前
- 第七 河 山城国 大和国
- 第八 河 河内国 摂津国 七道諸国 河原 洲 瀬 五畿七道
- 第九 津 泊 淀 湊 海 同前
- 第十 浦 摂津国 和泉国 東海道 東山道
- 第十一 浦 北陸道 山陰道 山陽道 西海道 南海道 渡 付門 奈太 輪田 五畿七道

- 第十二 興 嶋 濱 塩竈 同前
- 第十三 洲 崎 磯 潟 江 同前
- 第十四 野 牧 同前
- 第十五 国 郡 里 村 田 同前
- 第十六 橋 道 関 市 同前
- 第十七 都 宮 付殿台 園 杜 同前
- 第十八 社 寺 同前
- 第十九 宮 中 京 中 洛陽 長安
- 第廿 城外別業 漢土 天竺

なお、巻六の終わりに

貞治二年八月廿三日書写了

巻十四の終わりに

康安二年七月十五日於播州東河庄書写之干時／残暑拭汗涼風受膚偏是加筆功勸学智懇／丹無式之至不可勝斗而已／前八座羽林藤朝臣在判とある。井上宗雄氏はこれに関して「(八座羽林藤朝臣は)小倉実名であろうが、しかし、書写者であつて編者ではない。編纂者は不明」と述べられ、定説となつてゐる。⁽⁵⁾ そのほか、内容の詳細は諸先学の御論考を参照願いたい。⁽⁶⁾

②宮内庁書陵部本 函架番号、柳一二六〇。

(江戸前期)写。卷子本一軸。表紙、薄茶色波形刷毛引。料紙、妻椿交漉紙。外題、上部に霞と群翔千鳥と波、中部に卍繋ぎの模様のある薄朱色地の題簽「勅撰名所和歌要抄第十九

部洛京」。内題、「勅撰名所和歌要抄卷第十九」。綴じ穴と中央に縦の折目のある竪二四・七種、横三五・八種の紙を三十四枚つなげ、裏打ちが施されているので、元は每半葉十行の袋綴三十四丁分であったものであることがわかる。字面高さ、約二〇・六種。大部分に押界がある。

卷十九だけの零本。内閣文庫本にあるようなおびただしい振り仮名は、ほとんどない。内閣文庫本と比べると、歌の出入はないが、作者名が落ちていたり簡略化していたりするほか、語句の脱落や異同もいくつか見られる。なお「亭子院」の項目に、

詠歌一曲奏水閣之秋声

孟献数行促花池之夜宴 菅淳茂

という、内閣文庫本にない部分がある。これは、『本朝文粹』巻第八の「八月十五夜待亭子院同賦月影滿秋池應太上法皇製 菅淳茂」からの引用である。『要抄』には、ほかにも『本朝文粹』からの引用が多く見られるので、この部分は、書陵部本の方が原本に近く、内閣文庫本では脱落したものだと思う。

③北海学園大学図書館本（北駕文庫） 函架番号、文(9)・176。

〔江戸初期〕写。袋綴二冊。表紙、改装丁子色布表紙（但し剝落が多い）。竪二七・〇種、横一八・九種。料紙、斐楮交漉紙。外題、左肩に打付書「勅撰名所和歌要抄（下）」。内題、「勅撰名所和歌要抄卷第一（四）へ上冊、（五）へ下冊」。見返し、紺地金銀切箔。每半葉、十六行。墨付、上冊九〇丁、下冊九十二丁。

上冊見返しに、金砂子散らし斐紙題簽「勅撰名所和歌要抄上」が貼付されている。上下冊とも改装表紙を覆う丁子色薄裂に題簽剝離の痕跡があるが、題簽自体は本文書写と同時期のものなので、それは元表紙にあつたものだと思う。

巻一〜八までの零本。おそらく四人によるほぼ同時期の書写。内閣文庫本と同様、冒頭に序文と目録がある。ただし、序文には、ほぼ一行分の脱落がある。また、内閣文庫本には、各巻の終わりに「一校了」とあるが、北海学園本には全くない。

内閣文庫本の作者名には実に細かく振り仮名が施されているが、北海学園本にはほとんどない。さらに、たとえば、内閣文庫本で「源俊頼朝臣」「前大納言為家」とあるのが、北海学園本では「俊頼」「為家」となっているような形で、大部分が簡略化されている。その中には、「法性寺入道関白家三川」とあるべきところが、「法性寺入道」と略されているような、不都合なものもいくつかある。

歌数が、内閣文庫本（巻一〜八）三八三七首に対して、三八二二首。内閣文庫本にあつて北海学園本にない歌は一六首ある。これは単純な脱落であろう。漠たる印象だが、内閣文庫本と比べると、北海学園本は書写態度が少々雑である。北海学園本にあつて内閣文庫本にない歌は二首。その二首を見ると、まず、

卷第一「山」部、山城国の最後に、
件林ユルキノキ 相模国餘綾郡

こゝにたに身にもあはれはしられけり鳴立澤の秋の夕暮

西行

とある。これは、分類から言つてここに入るべきではない。しかも、あまりにも有名なこの西行の歌と「件林」との結びつきはなく、「ゆるきの杜」は近江国の歌枕である。強いて言えば、『西行物語』のように、この歌を相模国での詠とする伝承と、『餘綾郡』と「ゆるき」の近似性が混合して、このような間違いが生まれたのかも知れないが、とにかく、『要抄』編纂者の極めて厳密な態度とは相入れないもので、これは、おそらく、原本にはなく、書写の段階で（北海学園本書写者の手によるものかどうかはわからないが）、他資料によつて加えられたものだと思う。

もう一つは巻第三「山」部、相模国、「足柄山」の地名の下にある。これは、「足柄山」ではなく、前の項目の「宮根山」の例歌として挙げているのかもしれない。いずれにせよ、地名の下に和歌を書くということは、他の箇所には見られないことである。さらに、この歌は、『新編国歌大観』で見ると、『万葉集』や勅撰集にはない（『人丸集』二五〇に見える。ただし、三句が「たまくしげ」）。したがって、これも、書写の段階での増補だと思ふ。

④京都市立総合資料館本 函架番号、特八三二—三二。

安永三年（一七七四）写。仮綴一冊。豎二七・六、横一九・九。料紙、楮紙。表紙、本文共紙。外題、中央打付書「勅撰名所和歌」。内題、「勅撰名所和歌」。遊紙、前後一丁。墨付、二一丁。每半葉、一三行。字面高さ、約二〇・二。

奥書は以下の通り。

安永三年十二月十三日夜以京極宮御本拔萃畢尾崎大和守内借送候和歌依無益除之候今出川中納言實種卿同所持之由被示候／日野中納言紀光卿同所持云々於今出川本者可被借送由被仰候／龜山院勅撰也云々 太宰権帥藤原公麗嘉元三九五號五十七

「藤原公麗」とは、いわゆる滋野井公麗（享保一八〇〇—天明元（一八一一））。また、「日野中納言紀光卿」とは、同じく柳原紀光（延享四（一七九七）—寛政一二（二〇〇））のことなので「日野中納言紀光卿同所持云々」とあるのは、前述の②宮内庁書陵部本のことである可能性が高い。

前述のとおり、これは巻十九、二十のみの零本で、宮中・京中と城外別業の部にあたる。公麗が「和歌依無益除之候」と書いているとおり、内閣文庫本の該当部分の歌数が一九四首であるのに対して、わずかに二首である。ちなみに、内閣文庫本の該等部分の地名数一九〇箇所に対して、一八二箇所である。全体的に、かなり乱暴な書き方で、短時間のうちに急いで書写したという印象を受ける（奥書の「内々借送候」とあるためか）。

先に「抽書」とは全く形式の異なる抜粋本と述べたが、その方法をいくつか例を挙げて見ていく。まず、「萩戸」の項目は、内閣文庫本では、

萩戸

続後拾 元應中殿の宴に草花露といふ事をよませ給ける
露よりも猶ことしけし萩の戸のあくれはいそくあさまつり

こと

御製

とあるが、資料館本は、「秋戸」という名を記すのみである。また、「堀河院」の項目は、内閣文庫本では、「二条南堀河東」「昭宣公忠義公伝領」等の場所の説明の後、曾根好忠の歌を一首挙げ、さらに、「大鏡云」として、長々と引用が続くのだが、資料館本では、場所の説明はあるものの、歌を省き、「大鏡」の引用は「大鏡云昭宣公御家は堀河院閑院とに任せ給しを下略」というようにほとんど省略している。

このように、資料館本では、地名と場所の説明はあるが、和歌や資料の引用の大部分が省かれているのである。

ただし、内閣文庫本との異同で、資料館本の方が正しい語句もいくつかある。また、「淳和院」の項目に、

軒檻重々碧波亭之構不異 池塘渺々青草湖之様相同

という、内閣文庫本にも書陵部本にも見られない箇所がある。これは、『本朝文粹』巻第八の「晚秋遊淳和院同賦波動水中山源順」からの引用である。奥書に公麗が元にしたとある「京極宮本」にもこの部分はあつたはずで、それに関して言えば、「京極宮本」の方が原本に近く、内閣文庫本と書陵部本では脱落したのだと思う。

2 『抽書』諸本の概要

- ⑤ 叡山文庫本 函架番号、真如／外典／五一／一五／外三二一
慶長五年（一六〇〇）写。袋綴一冊。豎二五・二糎、横一九・四糎。料紙、楮紙。表紙、茶色渋引。内題、「勅撰名所和歌要抄抽書」。墨付、一二三丁。每半葉、一〇行。字面高、約二〇・

四糎。総歌数九八六首

奥書は左記の通り。

行歳七十四書之／慶長五年五月三日 花開齋永無（花押）

- ⑥ 龍谷大学図書館本 函架番号、九二一／二〇八／七四

（江戸初期）写。袋綴二冊。豎二六・八糎、横二〇・六糎。料紙、斐楮交漉紙。表紙、後補薄紺色。外題、左肩打疊題簽「勅撰名所和歌抄上（下）」。内題、「勅撰名所和歌要抄抽書上（下）」。每半葉、一二行。字面高、約二二・九糎。総歌数九六六首。

- ⑦ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵本 函架番号、〇九一／

ト四五／一。

永正元年（一五〇四）写。袋綴一冊。豎二七・〇糎、横二二・二糎。料紙、斐楮交漉紙。表紙、深縹色雲母引。外題、表紙左肩打付書「勅撰名所和歌集」。内題、「勅撰名所和歌要抄書」。墨付、七六丁。每半葉、一四行。字面高、約二四・六糎。総歌数九四六首。

奥書は左記の通り。

名山秀水之布于六十餘州也奇言／妙語之糞于三十一字也境以人重／人以重人境相得而後道顯矣今覽／斯集萃志磯志摩之勝概而記／珍花奇藻乃詞皆撰古今玉葉千載拾遺等集以大成日／勅撰名所和歌要抄書凡有意于／吟詠者遊目於茲融神於茲事与／理泯境与智合在內之妙其与誰語焉 嗚呼歌豈易道乎哉／永正元年甲子菊月辰良唯休道人書之

右によれば、永正元年に唯休道人なる人物が書写したということだが、彼自身で「勅撰名所和歌要抽書」と書いているところから、親本の段階ですでに「勅撰名所和歌要抽書」とあり、彼は「抽書」が「要抄」の抄出であることを知らなかったと考えられる。

その他、「抽書」の内容上の詳細は、前述の拙稿を御参照願いたい。

3 「要抄」から「抽書」の抄出方法

前述のとおり、「要抄」は七七〇七首という大分なもので、「抽書」は、九四六首であり、約八分の一である。その抄出方法について、以下見ていく。具体例として、「山」部、山城国「深草山」、同じく摂津国「有馬山」を挙げる。

A

「要抄」

深草山 同郡

堀河のおほきおほいうちきみ 本朝開白始蓋号昭宣公寛平三年正月

十三日薨 かくれ給て深草山におさめ奉りける時

古今 うつせみはからを見つゝもなくさめつ深草山に煙たにたて

同 深草の山の桜し心あらはことしはかりはずみそめにさけ 僧都勝延

拾遺 夏くれは深草山の郭公なく声しけく成まさる也 上野峯雄

同

ふか草や竹のは山の夕霧に人こそみえねうつらなく也 読人不知

玉葉

深草の山の紅葉にこの秋は歎の色をそへてこそ見れ 從二位家隆

続古

ふか草の山のすそのゝあさちふに夕風さむみうつら鳴也 前中納言繼親

「抽書」

拾遺 深草山 同郡 (空蟬 桜 竹のは山 紅葉)

夏くれは深草山のほとゝきす鳴声しけくなりまさるなり 寂超法師

ふかくさの山のすそのゝあさちふに夕かせさむみうつら鳴なり 読人不知

寂超法師

B

「要抄」

有馬山 有馬郡 書様 延喜式有馬有間兩説也 万葉有間

延喜式第九神名卷上 曰摂津国有馬郡

万古 湯泉神社 名神大祈年 有馬神社 祈年

後撰 しなかとりみなのをゆけはありま山夕霧たちぬ宿はなくして 人丸

ありま山ゐなのさゝ原風ふけはいてそよ人をわすれやはする 大式三位

後白河院しのひて御幸侍ける時

千載
めつらしきみゆきをみわの神ならはしるしありまのいてゆな
らまし
按察使資賢

玉葉
かの温泉には三輪明神のおはしますにや
とまるへきかたやいつこにありま山宿なきのへ夕くれの雨
院御製

続後拾
ありま山ゆふこえ暮て旅衣そてに露ちるみなのかゝ原
前大納言俊定

『抽書』

有馬山・(猪名野 宿なき野辺) 書様延喜式有馬有間
兩説也万葉有間

千載
後白河院忍て御幸侍けるとき

めつらしき御幸を三わの神ならはしるしありまの出湯ならま
し
按察使資賢

ABとも、傍線部を見ていくと、『抽書』の地名の下の歌語の注記は、『要抄』の例歌に含まれるものであり、しかも、順番が一致していることがわかる。そして、注記の歌語を含まない歌の中から、『抽書』の例歌が選ばれている。歌語の注記はすべての地名にある訳ではないが、『要抄』で例歌が多く挙げられているところ、つまり重要な歌枕にはだいたいあり、以上のようなことを原則としている。

地名の説明では、Bにあるように、「書様」、つまり、諸資料間の漢字表記の異同をあげた部分は、そのまま採られているが、『延喜式』の神名のような、比較的和歌に関係の薄いものは省かれる傾向がある。その他、たとえば、「池」の部、下総国、「勝

間田池」の項目で、『要抄』に、「八雲御抄并範兼卿五代集哥枕下総国云々仍當国載之清輔抄美作云々彼国在勝田郡其所池歟可決之」とあるような、諸資料間の地名の所在地の異同をあげた部分は、やはり『抽書』にも採られており、『書様』と合わせて考えると、和歌に関わる地名の知識としての重要性が採否の基準になっているようだ。

『抽書』の歌語の注記に関して付け加えたい。「山」部、山城国、「大原山」の注記に「こゝろさし 比良」とある。「こゝろさし」を含む歌は『要抄』の例歌にあるが、「比良」を含む歌は、内閣文庫本にも北海学園本にも見えない。「大原山」と「比良」を詠み込んだ歌には、たとえば、『新勅撰和歌集』四一五の西行の

おほはらははひらのたかねのちかければゆきふることをおも
ひこそやれ(1)

という有名な歌がある。この歌に限るわけではないが、『抽書』編纂者のもとにした『要抄』には、この歌のように、「大原山」と「比良」を詠み込んだ歌が含まれていた、と考えてよいと思う。

このような例はいくつかあり、また、山城国の「西川」、近江国の「真野浦」、但馬国の「二見浦」、摂津国の「浦初島」、信濃国の「久米路橋」、大和国の「藤原都」は、内閣文庫本の『要抄』にはなく、『抽書』には挙げられている地名である。これらも、『抽書』編纂者の元にした『要抄』にはあったと思う。

こういしたことから、現在完本が内閣文庫本しか知られていない『要抄』の研究において、『抽書』が重要な資料になるとい

えるだろう。

おわりに

現段階では、『要抄』について言えば、唯一の完本である内閣文庫本が、内容の上からも最善本であることの再確認以上の成果は少ないが、他の諸本、あるいは『抽書』との比較により、その誤脱等を知り得た。本稿では、その一端と諸本の概要の紹介に留め、内容の細かい検討は、別の機会に譲ることにした。

ところで、『要抄』を主な典拠とした『抄出』なる名所和歌集があると、先に述べたが、室町後期に『要抄』を典拠に、『抽書』『抄出』という二つの異なった抄出本がつくられたということ自体は重要であろう。それは、とりもなおさず、その時期において、『要抄』が名所和歌の資料として重視されていたことを示している。

『要抄』の高い価値は、諸先学がつとに指摘されてきたが、研究が盛んであるとはいいがたい。そういう状況であるので、本稿が『要抄』研究に少しでも寄与することがあれば幸いである。

注

(1) なお、平成三年度中世文学会春季大会（於白百合女子大学）の展覧資料の中に個人蔵の「勅撰名所和歌要抄巻第十九 写本一冊」があったが、未調査である。

(2) 「勅撰名所和歌要抄と平安和歌―内閣文庫本の検討序説―」『国語と国文学』一九七〇年四月

(3) (上)は『藝文研究』第六十一号（一九九二年三月）、(下)は第六十二号に掲載する予定。

(4) 「勅撰名所和歌抄出の成立」『大妻女子大学文学部紀要』一九七三年三月

(5) 「中世歌壇史の研究 南北朝期」(一九六五年 明治書院)

(6) 注(2) (5)の両氏の御論考以外には吉田幸一氏『和泉式部研究二』(一九六七年 古典文庫)、佐々木忠慧氏「内閣文庫蔵の歌枕関係書」〔宮城学院女子大学研究論文集〕一九七〇年三月〕がある。

(7) 内閣文庫本で「…国をやすくし民をなつるまつりこと、鬼神の心をなこめ、夫婦の契をもあはれと思はするなかたち…」とあるところの傍線部が、北海学園本では、脱落している。

(8) 本文は内閣文庫本に拠る。

(9) 本文は慶應義塾大学附属研究所斯道文庫本に拠る。なお、(一)の中の歌語の注記は、叡山文庫本、龍谷大学本では、例歌の後に書かれている。詳細は、注(3)の拙稿を参照されたい。

(10) 叡山文庫本、龍谷大学本には「有馬郡」とある。

(11) 本文は『新編国歌大観』に拠る。

〔付記〕

最後に、御所蔵本の調査を御許可下された慶應義塾大学附属研究所斯道文庫、内閣文庫、叡山文庫、龍谷大学図書館、京都府立総合資料館、宮内庁書陵部、北海学園大学附属図書館の関係者各位、並びに、御助言を賜った斯道文庫研究員各位、慶應義塾大学中世文学研究会々員各位に対し、厚く御礼申し上げます。